

財務省告示第六十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年十月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十五年十一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二															
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金	振替単位	振替法の規定による振替口座簿															
利付国庫債券（十年）（第二百五	十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和	二十六年法律第一百一号）第十一	條第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機關は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法	律第九十七号）第二十四條第三	項第五号に規定する簡易生命保	険資金による引受け	額面金額で千七百三十八億円	五千七百四十八千七百三十八万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十五年十月二十日	額面金額百円につき九十九円七	十銭	年一・四パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額	に日本郵政公社の算式により算出し

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{30}{365}}$$

十三 初期利子

平成十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十五年九月二十日

十六 償還金額

日本銀行

十七 元利支

十八 払込期日

平成十五年十月二十日